

「今後支払われる診療報酬等からの控除」を希望する場合の留意点

返還方法として、「今後支払われる診療報酬等からの控除」を希望する場合であって、返還金額が毎月の診療報酬等の額を上回る場合には、審査支払機関において控除処理を行うことができません。

このような事態が想定される場合には、過去の診療報酬等の支払い実績を参考にして、毎月の診療報酬等の額を下回る額となるように返還金関係書類（ファイル）を複数のファイルに分けて作成のうえ、各返還金関係書類（ファイル）に番号（①、②…）を付して近畿厚生局各府県事務所等に提出してください。

提出後、審査支払機関において当該番号順に控除処理が行われます。

（例）

- ・ 返還金額：100 万円（対象患者 50 名分）
- ・ 1 か月の診療報酬等の額：70 万円
- ・ 返還金関係書類：〈ファイル①〉返還金額 60 万円（患者 30 名分）、〈ファイル②〉返還金額 40 万円（患者 20 名分）